

【自転車総合保険普通保険約款】

第1章 傷害担保条項

第1条（当社の支払責任）

当社は、被保険者が、日本国内において、その身体に被った次の各号に掲げる傷害に対して、この担保条項および第3章一般条項の規定に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金をいいます。）を支払います。

- （1） 自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- （2） 自転車に搭乗していない被保険者が、運転中の自転車との衝突・接触によって被った傷害

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた障害に対しては、保険金を支払いません。

- （1） 被保険者の故意。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が被った傷害に限ります。
- （2） 保険金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- （3） 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が被った傷害に限ります。
- （4） 地震、噴火または津波
- （5） 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この担保条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- （6） 核燃料物質（使用済み燃料を含みます。以下同様とします。）もしくはその核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- （7） 前3号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

当社は、被保険者が競技・興行（練習を含みます。）のため自転車に搭乗している間（道路上で自転車に搭乗している間は、この限りではありません。）に被った傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者が被った傷害に限ります。当社は、原因のいかんを問わず、頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないものに対しては、保険金を支払いません。

第3条（死亡保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときは、保険証券に記載されたその被保険者の保険金額の全額（すでに支払った後遺障害がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した金額）を死亡保険金として死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、その被保険者の法定相続人）に支払います。

第4条（後遺障害保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、保険証券に記載されたその被保険者の保険金額に別表1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害保険金としてその被保険者に支払います。

前項の規定にかかわらず、被保険者が事故の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日からその日を含めて181日目における医師（被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金を支払います。

第1項にいう別表1の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被保険者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表1の各号の区分に準じ、後遺障害保険金の支払額を決定します。ただし、別表1の第1項第3号、第4号、第2項第3号、第4項第4号および第5項第2号に規定する機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害保険金を支払いません。

同一事故により2種類以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表1の第7項、第8項および第9項に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの後遺障害保険金は保険金額の60%をもって限度とします。

前各項に基づいて、当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第5条（入院保険金の支払）

当社は、被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の滅失をきたし、かつ、医師の治療を受けた場合は、その状態にある期間に対し、事故の日からその日を含めて180日を限度として、1日につき、保険証券に記載されたその被保険者の入院保険金額を入院保険金としてその被保険者に支払います。

前項にいう「生活機能または業務能力の滅失」とは、次の（1）または（2）に掲げる状態をいいます。

- (1) 医師の指示に基づき病院または診療所に入院し、かつ、平常の業務に従事できない状態
- (2) 別表2に定める各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けている状態

被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

当社は、入院保険金と死亡保険金または入院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

第6条（当社の責任限度額）

当社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、次の各号に掲げる額をもって限度とします。

- (1) 本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額
- (2) 前号以外の被保険者については、当該被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額

第7条（他の身体障害または疾病の影響）

被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体障害もしくは疾病の影響により、または第1条（当社の支払責任）の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第1条（当社の支払責任）の傷害が重大となったときは、当社は、その影響がなかった場合相当する金額を決定してこれを支払います。

正当な理由がなく被保険者が治療を怠りまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条（当社の支払責任）の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払います。

第8条（事故の通知）

被保険者が第1条（当社の支払責任）の傷害を被ったときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に書面により通知し、当社が説明を求めたときは

または被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を求めたときは、これに応じなければなりません。

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当会社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときは、またはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第9条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする時は、保険金請求書および保険証券に次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

（1）死亡保険金請求の場合

- イ．当会社の定める傷害状況報告書
- ロ．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ．死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、その被保険者の法定相続人）の印鑑証明書
- ニ．死亡診断書または死体検案書
- ホ．被保険者の戸籍謄本
- ヘ．死亡保険金受取人の指定のないときは、法定相続人の戸籍謄本

（2）後遺障害保険金請求の場合

- イ．当会社の定める傷害状況報告書
- ロ．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ．被保険者の印鑑証明書
- ニ．後遺障害の程度を証明する医師の診断書

（3）入院保険金請求の場合

- イ．当会社の定める障害状況報告書
- ロ．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書
- ハ．被保険者の印鑑証明書
- ニ．傷害の程度を証明する医師の診断書
- ホ．入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金の請求を第三者に委任する場合には、前項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

当会社は、前2項以外の書類の提出を求めることまたは前2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

被保険者または保険金を受け取るべき者が第1項または第2項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた時は、当会社は保険金を支払いません。

第10条（当会社の指定による診察等の要求）

当会社は、第8条（事故の通知）の通知または前条の請求を受けた場合、必要と認めるときは、当会社が費用を負担して、当会社の指定する医師による被保険者の身体の診察もしくは死体の検案を行うことを求める事ができます。

前項の当会社の申し出につき、正当な理由がなくこれを拒んだときは、当会社は、保険金を支払いません。

第11条（代位）

当会社が保険金を支払った場合でも、被保険者またはその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第2章 賠償責任担保条項

第1条（当会社の支払い責任）

当会社は、自転車の所有、使用または管理に起因して日本国内において発生した偶然な事故による他人の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。以下「身体の障害」といいます。）または他人の財物の滅失、汚損もしくは破損（以下「財物の破損」といいます。）について、被保険者（この担保条項において被保険者には責任無能力者は含まないものとします。）が法律上の損害賠償責任を負担する事によって被った損害に対して、この担保条項及び第3章一般条項の規定に従い、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合 その1）

当会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- （1）保険契約者または被保険者の故意
- （2）地震、噴火または津波
- （3）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装氾濫その他これらに類似の事変または暴動（この担保条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- （4）核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性のその他の有害な特性またはこれらの特性による事故

第3条（保険金を支払わない場合 その2）

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担する事によって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- （1）被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- （2）被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- （3）被保険者の使用人が被保険者の事業もしくは業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用するものについてはこの限りではありません。
- （4）被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- （5）被保険者が所有、使用または管理する財物の破損についてその財物につき正当な権利を有するものに対して負担する損害賠償責任
- （6）被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

第4条（支払い保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- （1）被保険者被害者に支払う損害賠償金
- （2）第1条（当会社の支払責任）の事故が発生した場合において、被保険者が第6条（事故の発生）第1項第2号に規定する第三者に対する求償権の保全または行使、その他損害を防止軽減する為に要した必要または有益な費用
- （3）前号の損害を防止軽減する為に必要又は有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者の為に支出した応急手当、護送、その他緊急処置に要した費用および支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- （4）被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、若いもしくは調停に要した費用
- （5）第7条（当会社による解決）第1項に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第5条（保険金の支払額）

当会社が支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします

- (1) 1回の事故につき、損害賠償金が保険証券に記載された免責金額を超過する場合には、その超過した額。ただし、1回の事故につき、保険証券に記載された保険金額（以下「保険金額」といいます。）を支払の限度とします。
- (2) 前条第2号から第5号までに規定する費用については、その全額。ただし、前条第4号の費用は、1回の事故につき、前条第1条の損害賠償金の額が保険金額をこえる場合は、保険金額の前条第1号の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第6条（事故の発生）

第1条（当会社の支払責任）の事故により他人の身体の障害または財物の破損が発生した事を知ったときは、保険契約者または被保険者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となるものがあるときはその住所、氏名を事故の日よりその日を含めて30日以内に、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を遅滞なく、書面により当会社に通知すること。
- (2) 第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
- (3) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置をとることを妨げません。
- (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するとき、または提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。

当会社の認める正当な理由がなく前項各号の規定に違反したときは、当会社は、第1号および第4号の場合は保険金を支払いません。また、第2号の場合は防止軽減することができたと認められる損害額を、第3号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分を、それぞれ控除して支払額を決定します。

第7条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって事故の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じない時は、当会社は、保険金を支払いません。

第8条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払いを受けようとするときは、保険金請求書および保険証券に次の書類を添えて当会社に提出しなければなりません。

- (1) 当会社の定める事故状況報告書
- (2) 示談書その他これに代わるべき書類
- (3) 損害を証明する書類
- (4) その他当会社の要求する書類

保険契約者または被保険者が前項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当会社は、保険金を支払いません。

第9条（保険金の分担）

この担保条項によって保険金を支払うべき損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額をこえるときは、当会社は、次の算式によって算出した額を保

險金として支払います。

$$\begin{array}{l} \text{損害額} \times \text{他の保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額} \\ \text{他の保険契約がないものとして算出したそれぞれの保険契約の支払責任額の合計額} \end{array} = \text{支払保険金の額}$$

前項の損害の額は、それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。

第 10 条（代位）

当社は、保険金を支払ったときは、支払った金額の限度において、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、次の権利を取得します。

- (1) 被保険者が第三者から損害の賠償を受けるときは、その損害賠償請求権
 - (2) 被保険者が損害を賠償した事によって代位取得するものがあるときは、その代位権
- 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第 3 章 一般条項

第 1 条（責任の始期および終期）

当社の保険責任は、保険証券に記載された保険期間の初日の午後 4 時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている時は、その時刻）に始まり、末日の午後 4 時に終わります。

保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第 2 条（自転車の定義）

この約款における自転車とは、ペダルまたハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する 2 輪以上の車（レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の 3 輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。

第 3 条（被保険者の範囲）

この約款における被保険者は、保険証券の本人欄に記載の者（以下「本人」といいます。）のほか、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 本人の配偶者
- (2) 本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
- (3) 本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

前項の本人と本人以外の被保険者との続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

第 1 項の本人として指定されたものについて死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、本人の変更を当社に申し出て、その承認をうることができます。

前項の申し出がない場合には、当社は、第 1 項に定める被保険者のうち、次の各号に定めた順位による先順位のものが本人に変更されたものとみなします。

- (1) 本人の配偶者
- (2) 本人の直系卑属で年齢の高い順位
- (3) 本人の直系尊属で（親等の近い順位による。）で年齢の高い順位
- (4) 本人の兄弟姉妹で年齢の高い順位
- (5) 本人の 6 親等以内の血族で年齢の高い順位
- (6) 本人の 3 親等以内の姻族で年齢の高い順位

本人の配偶者について死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、第 1 項第 2 号または第 3 号に定める親族の 1 名に対し、保険証券に記載されている配偶者の保険金額および入院保険金日額の適用（以下「配偶者の地位の適用」といいます。）を当社

に申し出て、その承認をうることができます。

前項の申し出がない場合には、当会社は、第1項第2号または第3号に定める親族に該当するもののうち、第4項第2号以下に定める順位による先順位のものに対し、配偶者の地位の適用が行われたものとみなします。

前4項の規定は、第1項の本人として指定された者またはその配偶者が、この約款による保険金を受けることができる事由により死亡した時は、適用しません。

第5項または第6項の規定により配偶者の地位の適用が行われた場合においても、この適用を受けた者が第1項第2号もしくは第3号に定める親族に該当しなくなったときまたは本人が新たに配偶者を得たときは、その適用は、親族に該当しなくなったときまたは配偶者を得た時に自動的に効力を失います。この場合、親族に該当しなくなったときについては、あらためて別段の申し出のない限り、第6項の規定によることとします。

第4条 （告知義務）

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実の事を告げたときは、当会社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、告げなかった事実または告げた不実のことが、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約または特約（以下「重複保険契約」といいます。）に関する事項である場合には、当会社は、保険契約者被保険者またはこれらの者の代理人に故意および重大な過失がなかったときにも、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しません。

- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実の事がなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実の事を知り、または過失によってこれを知らなかった場合。
- (3) 保険契約者または被保険者が、この保険契約によって保険金を支払うべき傷害または損害の原因となった事故が発生する前に、保険契約申込書の記載事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。（前項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらの者に保険金を搾取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。）なお、更正の申し出を受けた場合においては、保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が前項の告げなかった事実または告げた不実の事を知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合。ただし、同項ただし書の規定による保険契約の解除の場合において、保険契約者、被保険者またはこれらのものの代理人に故意または重大な過失があり、かつ、当会社が、これらのものに保険金を搾取する目的の疑いのあることを示したときを除きます。

保険契約申込書の記載事項中、第1項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、第1項の規定は適用しません。ただし、同項ただし書の規定については、この限りではありません。

第1項の解除が事故またはその原因の発生した後になされた場合でも、第10条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

第5条（保険料の返還または請求）

前条第2項第3号の承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

前項の規定により追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者

がその支払いを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第 6 条（重複保険契約に関する通知義務）

保険契約締結の後、保険契約者または被保険者は、重複保険契約を締結するときはあらかじめ、重複保険契約があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければなりません。

第 7 条（保険契約の無効）

保険契約締結の当時、次の事実があるときは、保険契約は無効とします。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人その他保険金を受け取るべきものに詐欺の行為があったとき。
- (2) 同意を得ないで他人またはその家族を被保険者とする保険契約を締結したとき。ただし、死亡保険金受取人の指定のない場合には、この限りではありません。
- (3) 保険契約者または被保険者がすでに事故またはその原因が発生していた事を知っていたとき。

第 8 条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、第 1 章傷害担保条項第 3 条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡し、第 3 条（被保険者の範囲）に定める被保険者がいなくなったときは、保険契約は効力を失います。

第 9 条（保険契約の解除）

当社が第 6 条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実があること知った時は、その事実について承認裏書請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

前項のほか、当社は、この保険契約を解除する相当の理由があると認めたときは、解除する日の 30 日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する通知を持って、この保険契約を解除することができます。

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第 1 項の解除をした場合には、第 6 条（重複保険契約に関する通知義務）に規定する重複保険契約の事実が発生した時以降に生じた事故による傷害または損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、第 10 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。

第 1 項に基づく当社の解除権は、当社がその事実のあることを知った日からその日を含めて 30 日以内に行使しなければ消滅します。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失により第 6 条（重複保険契約に関する通知義務）の規定による申し出を怠り、かつ、当社が、それらのものに保険金を搾取する目的の疑いのあることをしめしたときは、この限りではありません。

第 10 条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第 11 条（保険料の返還 - 無効、失効の場合）

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当社は、保険料を返還しません。

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当社は、無効の場合には保険料の全額を返還し、失効の場合には未経過期間に対し日割りを持って計算した保険料を返還します。

第 12 条（保険料の返還 - 解除の場合）

第 9 条（保険契約の解除）第 1 項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、未経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害または損害が生じていたときは、その傷害または損害に対応する保険料を返還しません。

第 9 条（保険契約の解除）第 2 項の規定により、当社が保険契約を解除した時は、当社は、未経過期間に対し日割を持って計算した保険料を返還します。

第 9 条（保険契約の解除）第 3 項の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表 3 に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、既経過期間中に当社が保険金を支払うべき傷害または損害が生じていた時は、その傷害または損害に対応する保険料を返還しません。

第 4 条（告知義務）第 1 項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しません。ただし、この保険契約解除の場合において、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、すでに払い込まれた保険料の全額を返還します。

第 13 条（保険金の支払期日）

当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、保険金請求の手続きをした日からその日を含めて 30 日以内に保険金を支払います。ただし、当社が、特別な事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払います。

第 14 条（鑑定人および裁定人）

保険金の支払額の決定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべきものとの間に争いを生じた時は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの鑑定人の判断に任せます。もし、鑑定人の間に意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する 1 名の裁定人にこれを裁定させます。

当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担するものとします。

第 15 条（契約内容の登録）

当社は、この保険契約締結の際、次の事項を社団法人日本損害保険協会（以下この条において「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者の氏名、住所、生年月日
- (2) 被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
- (3) 死亡保険金受取人の氏名
- (4) 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- (5) 保険期間
- (6) 当会社名

各損害保険会社は、前項の規定により登録された被保険者について、重複保険契約の内容を調査するため、同項の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。

各損害保険会社は、前項の規定により照会した結果を、同項に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

協会および各損害保険会社は、第 1 項の登録内容または第 2 項の規定による照会結果を、第 1 項の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限を当該損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関から当該損害保険会社が公開要請を受けた場合の当該公的機関以外に公開しないものとします。

保険契約者または被保険者は、当該本人に係る第 1 項の登録内容または第 2 項の規定による照会結果について、当社または協会に照会することができます。

第 16 条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

《別表 1》 後遺障害保険金支払区分表

1．目の障害

- (1) 両目が失明した時 100%
- (2) 1眼が失明した時 60%
- (3) 1眼の矯正視力が 0.6 以下となったとき 5%
- (4) 1眼が視野狭窄(さく) (正常視野の角度の合計の 60%以下となった場合をいう) となったとき 5%

2．耳の障害

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき 80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき 30%
- (3) 1耳の聴力が 50cm 以上では通常の話声を解せないとき 5%

3．鼻の障害

- (1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき 20%

4．咀嚼(そ)しゃく、言語の障害

- (1) 咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能を全く廃したとき 100%
- (2) 咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すとき 35%
- (3) 咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能に障害を残すとき 15%
- (4) 歯に 5 本以上の欠損を生じたとき 5%

5．外貌(ぼう) (顔面・頭部・頸(けい)部をいう) の醜状

- (1) 外貌(ぼう)に著しい醜状を残すとき 15%
- (2) 外貌(ぼう)に醜状 (顔面においては直径 2 cm の癍痕(はんこん)長さ 3cm の線状痕程度をいう) を残すとき 3%

6．脊(せき)柱の障害

- (1) 脊(せき)柱に著しい奇形または著しい運動障害をのこすとき 40%
- (2) 脊(せき)柱に運動障害をのこすとき 30%
- (3) 脊(せき)柱に奇形をのこすとき 15%

7．腕(手関節以上をいう) 脚(脚関節以上をいう) の障害

- (1) 1腕または1脚を失ったとき 60%
- (2) 1腕または1脚の3大関節中の2関節または3間接の機能を全く廃したとき 50%
- (3) 1腕または1脚を3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき 35%
- (4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき 5%

8．手指の障害

- (1) 1手の拇(ぼ)指を指関節(指節間関節)以上で失ったとき 20%
- (2) 1手の拇(ぼ)指の機能に著しい障害を残すとき 15%
- (3) 拇(ぼ)指以外の1指を第2関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 8%
- (4) 拇(ぼ)指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき 5%

9．足指の障害

- (1) 1足の第1足指を趾(し)関節(指節間関節)以上で失ったとき 10%
- (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき 8%
- (3) 第1足指以外の1足指を第2趾(し)関節(遠位指節間関節)以上で失ったとき 5%
- (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき 3%

10. その他身体の著しい障害により終身自由を弁ずることができないとき・・・100%
 (注1) 第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分を言います。
 (注2) 関節などの説明図(省略)

別表2 生活機能または業務能力の減失の判定基準

- (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になっていること
 - (2) 咀(そ)しゃくまたは言語の機能を失っていること
 - (3) 両耳の聴力を失っていること
 - (4) 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること
 - (5) 1下肢の機能を失っていること
 - (6) 胸膜部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - (7) 神経系統または精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
 - (8) その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること
- (注) 第4号の規定中「以上」とは当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表3 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

特 約 条 項

通院保険金支払い特約条項

第1条（通院保険金の支払い）

当社は、この特約により、被保険者が自転車総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1章傷害担保条項第1条（当社の支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減少をきたし、かつ、入院によらないで医師（被保険者が医師である場合は、その被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の治療を受けた場合は、その通院日数（往診日数を含みます。以下同様とします。）に対し、90日を限度として、1日につき、保険証券に記載されたその被保険者の通院保険金日額を通院保険金としてその被保険者に支払います。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

前項の治療の期間において、通院をしない場合であっても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に従事することに著しい支障があると当社が認めた日数については、前項の通院日数に含めます。

当社は、前2項の規定にかかわらず、普通約款第1章障害担保条項第5条（入院保険金の支払）に規定する入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

当社は、いかなる場合においても、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中新たに他の傷害を被ったとしても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

当社は、通院保険金と死亡保険金または通院保険金と後遺障害保険金を重ねて支払うべき場合にはその合計額を支払います。

第2条（保険金の請求）

被保険者が通院保険金の支払を受けようとするときは、保険金請求書および保険証券に次の書類を添えて当社に提出しなければなりません。

- (1) 当社の定める傷害状況報告書
- (2) 公の機関（止むを得ない場合は、第三者）の事故証明書
- (3) 被保険者の印鑑証明書
- (4) 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (5) 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類

被保険者が通院保険金の請求を第三者に委任する場合には、前項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。

当社は、前2項以外の書類の提出を求める事または前2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

被保険者が第1項または第2項の規定に違反したとき、または提出書類につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げた時は、当社は、通院保険金を支払いません。

第3条（普通約款の読み替え）

この特約条項については、普通約款第3章一般条項第3条（被保険者の範囲）第5項の規定中「保険金額および入院保険金日額」とあるのは「通院保険金日額」に読み替えて摘要します。

傷害担保条項の被保険者1名限定特約条項

第1条（傷害担保条項の被保険者の範囲）

当社は、この特約により、自転車総合保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）

第1条傷害担保条項の被保険者を、普通約款第3章一般条項第3条（被保険者の範囲）第1項に定める被保険者のうち、保険証券記載の者1名とします。
この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合についても前項の規定を準用します。

第2条（被保険者が死亡した場合の取扱）

普通約款第1章傷害担保条項第3条（死亡保険金の支払）の死亡保険金が支払われたときは、保険契約は、被保険者がその保険金支払の原因となった傷害を被った時に終了し、当社は、保険料を返還しません。
保険契約締結の後、普通約款第1章傷害担保条項第3条（死亡保険金の支払）の死亡保険金を支払うべき傷害以外の事由によって被保険者が死亡したときは、保険契約は効力を失います。

第3条（普通約款の適用除外）

普通約款第3章一般条項第3条（被保険者の範囲）第3項から第8項までおよび第8条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

第4条（普通約款等の読み替え）

この特約条項については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 第1章傷害担保条項第2条（保険金を支払わない場合）第1項の規定中「(1)被保険者の故意。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被った傷害に限ります。」とあるのは「(1)被保険者の故意」
- (2) 第1章傷害担保条項第2条（保険金を支払わない場合）第1項の規定中「(3)被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被った傷害に限ります。」とあるのは「(3)被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為」
- (3) 第1章傷害担保条項第2条（保険金を支払わない場合）第2項の規定中「当社は、被保険者が競技・興行（練習を含みます。）のため自転車に搭乗している間（道路上で自転車に搭乗している間は、この限りではありません。）に被った傷害に対しては保険金を支払いません。ただし、保険金を支払わないのはその被保険者の被った傷害に限ります。」とあるのは「当社は、被保険者が競技・興行（練習を含みます。）のため自転車に搭乗している間（道路上で自転車に搭乗している間は、この限りではありません。）に被った傷害に対しては保険金を支払いません。」
- (4) 第1章傷害担保条項第3条（死亡保険金の支払）第4条（後遺障害保険金の支払）第1項および第5条（入院保険金の支払）第1項の規定中「その被保険者」とあるのは「被保険者」
- (5) 第1章傷害担保条項第6条（当社の責任限度額）の規定中「次の各号に掲げる額を持って限度とします。(1)本人および配偶者については、保険証券に記載されたそれぞれの保険金額(2)前号以外の被保険者については、当該被保険者ごとに、保険証券に記載された保険金額」とあるのは「保険証券に記載された保険金額をもって限度とします。」
- (6) 第1章傷害担保条項第9条（保険金の請求）第1項第1号八.の規定中「その被保険者」とあるのは「被保険者」
- (7) 第3章一般条項第7条（保険契約の無効）第2号の規定中「他人またはその家族」とあるのは「他人」

この特約が付帯された保険契約に通院保険金支払特約が付帯されている場合には、同特約条項第1条（通院保険金の支払）第1項の規定中「その被保険者」とあるのを「被保険者」と読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

以下の特約条項は含まれません。

自転車盗難危険担保特約条項

自転車損害担保特約条項

特定自転車搭乗中の傷害危険のみ担保特約条項

傷害不担保特約条項

賠償責任不担保特約条項

死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約条項

長期保険特約条項

包括契約に関する特約条項

一般団体自転車走行保険保険料分割払特約条項

自転車総合保険保険料支払に関する特約条項

自転車総合保険保険料分割払特約条項（一般用）

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

自動継続特約条項

共同保険に関する特約条項

初回保険料の口座振替に関する特約条項

企業等の災害補償規定特約条項

平成17年2月17日 小倉 清